

かしん  
ディスクロージャー

---

2008  
K a s h i n  
Disclosure

鹿児島信用金庫

# 新たな気持ちで、みなさまとともに — この街と生きていく —

これまで培ってきた経営理念をさらに徹底し、地元企業の支援や地域社会の活性化に全力を注ぐとともに、法令等遵守体制の確立を最重要課題とし、また経営の健全性を維持しつつ、収益性を高めていくことに積極的に取り組んでまいります。

また、平成20年度は平成18年4月からスタートした3カ年計画の最終年度として、地域への貢献を果たすべく、お客様のニーズに基づく戦略展開を行い、地元に深く密着することで健全性と収益性のバランスのとれた「信金らしい信金」を目指してまいります。

皆様方におかれましては、何卒、一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成20年7月

理事長 後藤 孝行

## CONTENTS

ごあいさつ	1~2
当金庫の概要	3~4
19年度事業概況	5~6
当金庫の考え方	7~14
信用金庫のしくみについて	15~18
明るい豊かな地域づくりのために	19~22
商品・業務のご案内	23~28
店舗一覧・店舗外キャッシュコーナー	29~31
信金中央金庫のご案内	32
主要事業内容・沿革	33
資料編	34~69

## ごあいさつ

平素より鹿児島信用金庫をご愛顧いただきまして、厚く御礼申し上げます。

皆様に当金庫に対するご理解を深めていただき、今後一層のご愛顧を願つて、ディスクロージャー誌「2008 カшинディスクロージャー」を作成いたしました。ご高覧のうえ当金庫の経営内容についてご理解いただければ幸いに存じます。

さて、平成19年度の国内経済は、信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題をきっかけに高まつた米国の景気後退懸念をはじめ、円高や株安の進行、原油・原材料価格の高騰等の影響による民間企業の収益の圧迫、また、改正建築基準法による建築確認の厳格化の影響で住宅関連投資が低調に推移したことにより、緩やかな拡大を続けてきた日本経済が曲がり角を向かえた一年となりました。

地元鹿児島におきましては、篤姫効果による観光関連の伸びが期待され、昨今の国内食料問題等の影響を受けた「食」への期待の高まりは感じられるものの、地域、業種による業況の格差は今後も広がる可能性が高く、地元景気は足踏み状態が続くと思われます。



## 当金庫の概要

本店所在地／鹿児島市名山町1-23

創立／大正11年10月1日

会員数／44,841人

出資金／39億44百万円

預金／2,805億円

貸出金／1,865億円

店舗数／45ヶ店(出張所・代理店含む)

常勤役職員数／482人



(平成20年3月31日現在)

この街と歩み続けて86年。「かしん」はこれからもお客様の総合的パートナーとして、また地域社会の発展に役立つ金融機関として皆様とともに成長・発展を目指します。

## 経営理念

中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄のため地域金融機関として密接な関係づくりに努めるとともに、経営活動を最大限に効率化し、いかなる環境変化にも耐え得る経営体質をつくりあげ、お客様の総合的パートナーとして、また地域文化の発展に役立つ金融機関として皆様とともに成長・発展を目指します。

## 基本方針

- 我々は地域経済の伸展に寄与する。 ● 我々は自己の職責を誠実に果たす。
- 我々は中小企業者へ奉仕する。 ● 我々はお互いの資質向上に努める。
- 我々は金庫の健全経営に協力する。

# 役 員

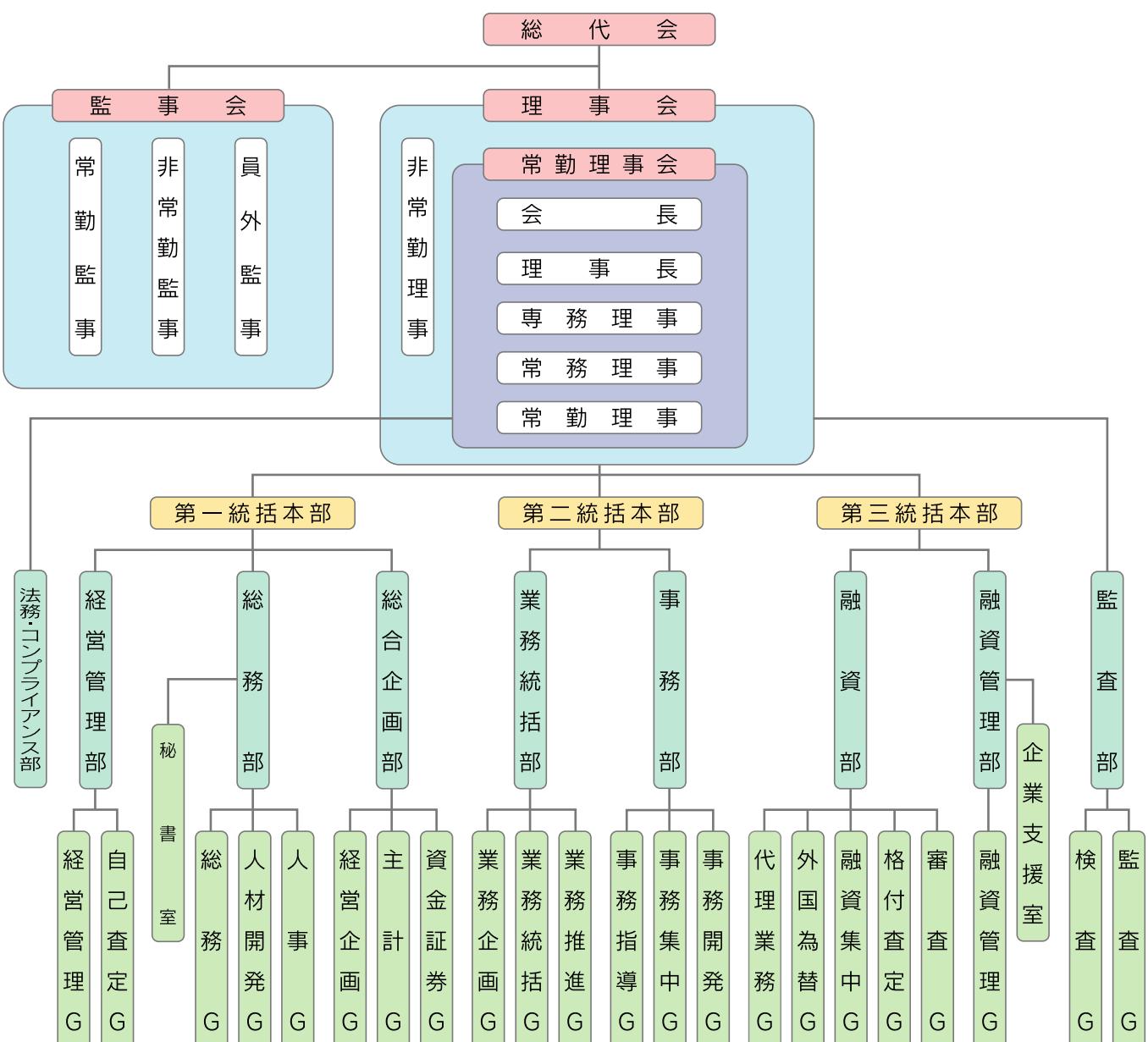
(平成20年6月25日現在)

■理事長 後藤 孝行	■常勤理事(総務部長) 濱田 康作	■常勤理事(本店営業部長) 池田 昇之	■常務監事 梅田 望
■常務理事(第一統括本部長 兼 経営管理部長) 長崎 通和	■常勤理事(監査部長) 森元 悅郎	■常勤理事(法務コンプライアンス部長) 中並 聖博	■監 事 小正 芳史
■常務理事(第三統括本部長) 中俣 義公	■常勤理事(総合企画部長) 山神 盛	■理 事 岩男 秀彦	■監 事 迫 貞義
■常務理事(第二統括本部長) 中村 和人	■常勤理事(融資管理部長) 北蘭 幸一	■理 事 赤塚 晴彦	

※監事 迫 貞義は、信用金庫法第32条第5項で定める員外監事であります。

# 組 織 図

(平成20年6月25日現在)



## 19年度の事業概況

### 金融経済環境

平成19年度の国内経済は、大手製造業とりわけ輸出関連企業を中心に景気の拡大が続きましたが、中小企業においては地域や規模によって業況にばらつきが見られ、回復実感の乏しいものとなりました。

県内景況についても、原油など資源価格の高騰により、コストの価格への転嫁が困難な中小企業は、一段と収益が圧迫されており、一方では建築基準法の改正から住宅をはじめ建築着工が大幅に落ち込むなど、経営に及ぼす影響が懸念される状況にあります。

### 事業方針

平成19年度は、新3ヶ年計画(平成18年4月1日～21年3月31日)の2年目として、「地域密着型金融の推進」「収益力の強化」「経営管理力の強化」「組織力の向上」の四つを金庫全体の事業方針として事業を推進しました。

### 業績

#### ■預金

預金については、貸出金などの運用に見合った預金の調達を図りながら、一般預金の推進などにより、前期末に比べ12億9百万円増加して2,805億33百万円となりました。

#### ■貸出金

貸出金残高は、景気低迷に伴う資金需要の低調などから、前期末に比べ57億90百万円減少して、1,865億23百万円となりました。

#### ■損益

収益面では、業務の効率化や経費の抑制を図り、業務純益は13億37百万円、経常利益は66百万円、当期純利益は1億77百万円となりました。

### 当金庫が対処すべき課題

迎える平成20年度は、原油など資源価格の高騰やサブプライムローン問題などから、国際的に景気は減速を強め、先行きの不透明感が広がってきております。こうしたことから、昨年末にかけて中小企業の倒産件数も増加気味に推移しており、中小企業の業況は一段と厳しい状況にあります。

このような環境の中、当金庫は、地域発展の担い手としてこれまで培ってきた経営理念をさらに徹底し、地元企業の支援や地域社会の活性化に全力を注ぐとともに、経営の健全性を維持しつつ、収益性を高めていくことに積極的に取り組んでまいります。

また、20年度は18年4月からスタートした3ヶ年計画の最終年度として、地域への貢献を果たすべく、お客様のニーズに基づく戦略展開を行い、地元に深く密着することで健全性と収益性のバランスのとれた「信金らしい信金」を目指してまいります。

## 主な経営指標の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益 (千円)	8,212,688	8,043,381	7,743,674	7,401,014	7,580,954
経 常 利 益 (千円)	△768,822	553,977	443,457	233,676	66,833
当 期 純 利 益 (千円)	△549,509	353,731	372,176	508,800	177,507
出 資 総 額 (百万円)	3,885	3,917	3,951	3,951	3,944
出 資 総 口 数 (千口)	7,771	7,835	7,902	7,903	7,888
純 資 産 額 (百万円)	11,796	12,494	12,027	12,804	12,611
総 資 産 額 (百万円)	325,174	318,840	306,860	300,184	300,208
預 金 積 金 残 高 (百万円)	303,123	296,558	289,214	279,326	280,533
貸 出 金 残 高 (百万円)	206,372	205,907	199,728	192,313	186,523
有 価 証 券 残 高 (百万円)	53,068	50,451	51,101	50,184	50,996
単体自己資本比率 (%)	6.18	6.52	6.60	7.54	7.77
出資に対する配当金 (出資一口当たり) (百万円)	76 (10円)	77 (10円)	78 (10円)	79 (10円)	78 (10円)

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうか判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

### ■職 員 数

	16年3月末	17年3月末	18年3月末	19年3月末	20年3月末
職員数(人)	529	518	495	494	468
(うち男子)	360	344	329	326	314
(うち女子)	169	174	166	168	154
平均年齢(歳／月)	38歳0ヶ月	37歳6ヶ月	37歳7ヶ月	37歳3ヶ月	37歳6ヶ月
平均勤続年数(年／月)	15年6ヶ月	15年4ヶ月	15年9ヶ月	15年5ヶ月	15年8ヶ月



## コンプライアンスを経営上の最重要課題として位置付けていきます!

当金庫では、「かしん行動憲章」に基づき法令等遵守のための「かしん行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」「職員行動チェックリスト」を作成し、意識高揚を図ると共に、本部各部・営業店に「コンプライアンス管理者・コンプライアンス担当者」を任命し、所轄業務及び職員のコンプライアンスの徹底を図り、また統括部門として「法務コンプライアンス室」を設け、金庫全体のコンプライアンスに対する推進・管理を行ってまいりました。

しかしながら、九州財務局より業務改善命令を発出されたことについて、お取引先をはじめ会員の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め「コンプライアンス経営」が当金庫の最重要課題であることを改めて認識し、今回策定いたしました業務改善計画を着実に実行し、内部管理態勢の充実・強化および法令等遵守態勢の確立に取り組むとともに、再発防止に向けて役職員一同全力で取り組む所存でございます。

### 業務改善計画の要旨

#### I. 法令等遵守及び経営管理にかかる経営責任の明確化

- (1) 経営陣が法令等遵守の重要性を再認識のうえ、各種会議等においてもコンプライアンスを重視した研修を実施し、ルール違反を許さない経営姿勢の構築に取り組んでいきます。
- (2) 不祥事件発生の反省を踏まえ、当金庫と関係のない公正な立場の方を構成員とする「経営管理委員会」を設置するとともに、同委員会からの助言を受け、必要な措置を講じるために「業務刷新特別委員会」を設置し、改善に向け取り組んでいきます。

#### II. 理事会及び監事による経営監視・奉制が適切に機能する経営管理態勢の確立

- (1) 外部から理事を招聘するとともに、法令等遵守に関する事項等について理事会に的確に付議する等理事会の機能強化を図ります。
- (2) 公認会計士を非常勤監事として招聘し、監査機能の向上を図る等監事会の機能強化を図ります。

#### III. 全金庫的な法令等遵守態勢の確立

- (1) コンプライアンス統括部門として、「法務コンプライアンス部」を新設し、法令等遵守態勢等について奉制機能を発揮するための取組みを強化します。
- (2) コンプライアンス委員会の開催頻度を増加のうえ、構成員を増員する等同委員会の機能強化を図ります。

#### IV. 不祥事件発覚後の対応の抜本的な見直し

- (1) 不祥事件発覚後は、法令や規程等に従い、組織的に厳正に対応します。また、横領・流用等の不祥事件については、対外公表のうえ、厳正な懲戒処分を行います。
- (2) 経営管理委員会の委員に理事会等の会議に出席いただき、助言を受けるとともに、審議内容に業務改善計画の実施状況を加えて検証を強化します。

#### V. 厳正な事務処理の徹底及び相互奉制態勢の充実・強化

- (1) 職員の行動管理については、調査項目等改正するとともに、対象とする職員の範囲を拡大する等強化を図ります。
- (2) 各種集合研修において、不祥事等の事例を交えて研修し、厳正な事務処理を行うよう指導します。

#### VI. 監事機能及び内部監査態勢の抜本的な見直しと充実・強化

- (1) 監事が金庫内の重要な会議に出席し、奉制機能を強化するとともに、監査時に不祥事件に係るヒアリング等を行う等、監事機能の充実・強化を図ります。
- (2) 店内検査の実効性を確保するため、監査部門と関連部門との連携を強化するとともに、監査において改善が見られない部門については、監査部門より改善方法の提言等を行う等内部監査態勢の充実・強化を図ります。

#### VII. 適切な人事管理の徹底

- (1) 人事部門による全職員とのヒアリングを実施するとともに、人事部門に債務相談窓口を設置し、職員からの相談を幅広く受け付ける体制を整える等職員の身上把握の適切な実施を図ります。
- (2) 職場離脱の一環として、連続休暇の実施状況の厳格な管理を行うとともに、連続休暇とは別に僚店とのトレーニーによる職場離脱を検討する等職場離脱の適切な実施を図ります。

#### VIII. 内部管理態勢の改善に向けた取組みの実効性を客観的に検証する態勢の構築

- (1) 経営管理委員会の委員に理事会等の重要な会議に出席いただき、助言を受けるとともに、審議内容に業務改善計画の実施状況を加えて、計画が着実に実施されているか検証していきます。
- (2) 業務刷新特別委員会において、業務改善計画の改善策の進捗状況を厳格に検証するとともに、当該状況を理事会に報告します。

経営陣は次のとおり「法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営に努める」旨のコンプライアンス宣言を行います。

## コンプライアンス宣言

私は、お客様や社会の信頼にお応えするため、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、改めて法令等遵守にかかる「かしん行動憲章」に定められた「法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営」に努めていくことを宣言いたします。

鹿児島信用金庫 理事長 後藤 孝行

## かしん行動憲章

### (鹿児島信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1.鹿児島信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

### (質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

### (法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営)

3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して悖ることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。<sup>モト</sup>

### (経営の積極的ディスクローズと地域社会とのコミュニケーション)

4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

### (コンプライアンスの職場風土の形成と役職員の人権の尊重等)

5.良識の蓄積に努め、コンプライアンス環境を醸成し、役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

### (環境問題への取組み)

6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### (社会貢献活動への取組み)

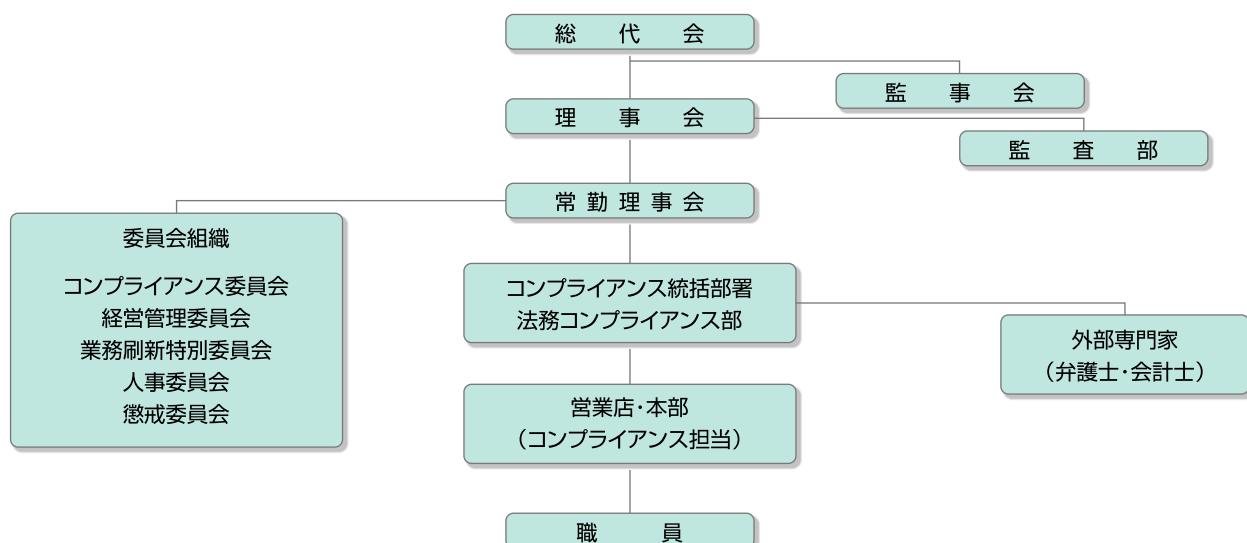
7.鹿児島信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

### (反社会勢力の排除)

8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

## ■当金庫のコンプライアンス体制図

コンプライアンス統括部門として、「法務コンプライアンス部」を新設し、法令等遵守態勢等について牽制機能を発揮するための取組みを強化します。



## リスク管理体制について

金融の自由化・国際化の発展、金融技術の発展等により、業務はますます多様化しビジネスチャンスは拡大する一方、金融機関が管理すべきリスクも一段と複雑化し多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。

当金庫では、リスク管理は「金融業の本質」であるとの認識に立ち、コンプライアンス態勢同様経営の最重要課題として位置付け、多様なリスクの正確な把握・適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適切な業務の遂行を可能にすることを目的に、リスク管理体制の整備及び強化に積極的に取り組んでおります。

### 管理するリスクの種類

#### ① 信用リスク

与信先の財務状況悪化等に起因し、資産の価値が減少ないし減失し、損失を被るリスク。  
金融機関が保有する最大のリスクであり、「適切な信用リスク管理」は金融機関経営における最も重要な命題のひとつとなっている。

#### ② 市場関連リスク

金融機関が資金を調達・運用する金融市场では金利、為替相場、有価証券の価格などが常に変動しています。  
これらが変動することによって損失を被るリスク。

#### ③ 流動性リスク

金融機関の財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによって損失を被るリスク。

#### ④ 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによって金融機関が損失を被るリスク。

#### ⑤ システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、  
さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク。

#### ⑥ 法務リスク

多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者から損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等により金融機関が損失を被るリスク。

#### ⑦ 人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正などから人材の流出・喪失などの士気の低下などにより損失を被るリスクおよびセクシャルハラスメントなどの差別的行為により損失を被るリスク。

#### ⑧ 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害や資産管理の瑕疵などの事象から、不動産・動産(設備什器など)・備品などの資産の毀損や執務環境などの質の低下などにより損失を被るリスクおよびこれに類するリスク。

#### ⑨ 風評リスク

種々の緊急事態の発生による風評や金融機関の経営内容等が誤って伝えられることにより、金融機関の経営にとってマイナスの影響が発生し、直接・間接を問わず不測の損失を被るリスク。

当金庫ではリスク管理の重要性に鑑み、理事会を頂点とするリスク管理体制を構築しております。具体的には金庫内のリスク管理の基本規定として「リスク管理規定」を、リスク管理に係る運営方針として「リスク管理の基本方針」を制定しております。

また、各リスクカテゴリー(リスクの種類)ごとに管理担当部署を定め、その特性に応じた管理を実施するとともに、統合リスク管理委員会において、これらのリスクを総合的に管理する体制しております。

## 信用リスク

当金庫では、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」(クレジットポリシー)を定め、その理解と遵守を広く役職員に促し、徹底を図っております。また、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門と営業推進部門を分離して、審査の独立性を保持し厳格な審査体制をとるとともに、自己査定システム、不動産担保管理システム、事業所の財務情報登録システム等、資産管理の高度化に努めています。

## 市場関連リスク・流動性リスク

当金庫では、「市場関連リスク管理要領」及び「流動性リスク管理要領」を策定し、その中で市場関連業務や支払準備金運用業務に関するリスク管理の基本方針等を定めています。また、ALM委員会を設置しALMシステムによるリスクの分析、経済・金利見通しなどに基づいた運用・調達の方針を策定し、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めています。

## 事務リスク

当金庫では、「事務リスク管理要領」を策定し、事務リスクを軽減するための適切な方策を講じる等、事務リスクについて総合的に管理する体制を構築しております。また、監査部が本部・営業店に対し、定期的に予告無しに臨店検査を実施するとともに、営業店には店内検査を月例で義務付けています他、日常の事務ミス防止のために事務指導部門による営業店への臨店指導など事故の未然防止のために万全の体制をとっております。

## システムリスク

当金庫では、「システムリスク管理要領」を策定し、ハードウェアや回線の二重化等による障害対策等システムリスクの管理強化に努めています。さらに、万一の緊急時に備え、コンテンツエンシープランを作成しており、それに沿った訓練につきましても適宜実施するよう努めています。

## 人的リスク

人的リスク管理は、人材の流出・喪失などによる士気の低下など人事処遇の問題や勤務管理上の問題ならびに職場の安全衛生環境の問題が生じる可能性を減少させるよう管理に努めます。

## 有形資産リスク

有形資産リスク管理は、災害、犯罪または資産管理の瑕疵などの結果、不動産・動産（設備什器など）・備品などの資産の毀損や執務環境などの質の低下などに起因することから、これらの有形資産の管理に努めています。

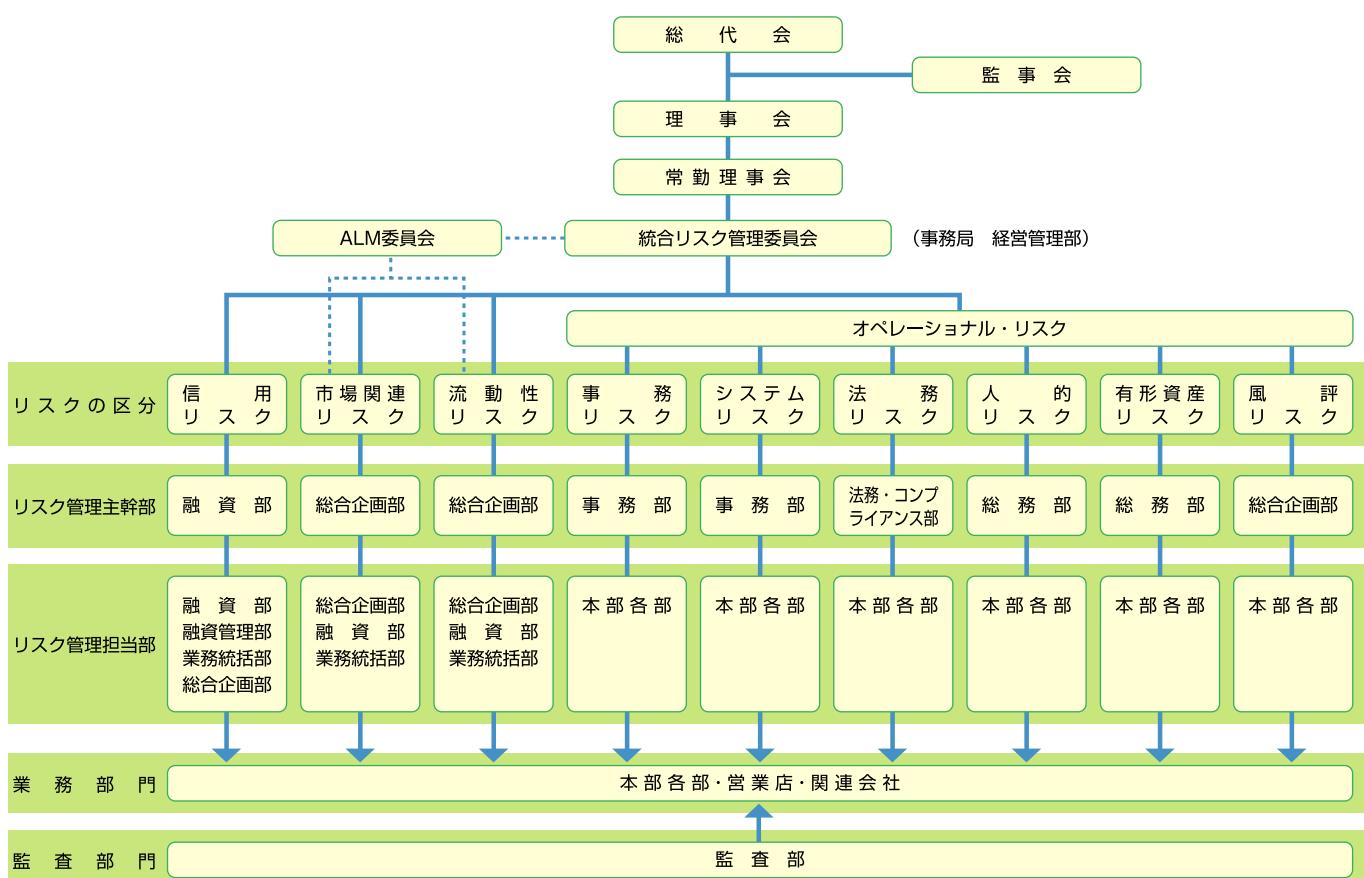
当金庫では、自然災害、外部からの脅威等の増加に伴い有形資産が毀損するリスクが増加しているとの認識をもとに有形資産リスクを軽減させるよう適切な方策を講じてまいります。

## 風評リスク

当金庫では、「企業活動では、風評リスクは常に付きまとものであるが、察知できる場合も少なくない」との認識から、「風評リスク対応マニュアル」を策定し、風評リスク発生時の組織体制も整えております。

## ■リスク管理に関する体系図

(平成20年6月25日現在)



## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2006年5月1日

鹿児島信用金庫

### 1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

### 2.個人情報の取得・利用について

#### (1)個人情報の取得

◎当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。

◎お客様の個人情報は、

- ①お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③その他一般に公開されている情報等から取得しています。

#### (2)個人情報の利用目的

◎当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

##### (利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

##### (法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

### 3.個人情報の正確性の確保について

◎当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

### 4.個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

◎お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたらうえで、遅滞なくお答えします。

◎お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があつた場合には、遅滞なく必要な調査を行つたうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

◎お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。

◎以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

### 5.個人情報の安全管理について

◎当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

### 6.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

◎当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫業務統括部までご連絡下さい。

個人情報に関する相談窓口

鹿児島信用金庫 業務統括部

住 所:〒892-8586

鹿児島市名山町1番23号

電話番号:(099)223-0141

FAX:(099)222-8296

Eメール:kashin@po.minc.ne.jp

## 自己資本比率規制が変わりました。

自己資本比率は金融機関の健全性を示す重要な指標と言われています。

そもそも自己資本比率とはどういったものなのでしょうか？

金融機関は預金者の皆様から預金をお預かりして、貸出金や有価証券という形で運用し収益を上げています。しかし、貸出金や有価証券で運用する場合には、回収ができないかも知れないという危険性(リスク)が付きまといます。もし、融資をしたお金が返って来なかつた場合にはこれまで蓄積してきた金融機関のお金で補填することになり、その補填するお金のことを「自己資本」といいます。また、金融機関が抱えているリスク(危険性)に対して、「自己資本」がどのくらいあるかを示すのが「自己資本比率」ということになります。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(基本的項目+補完的項目)-控除項目}}{\text{金融機関の抱えるリスク(リスクアセット)}}$$

わが国の金融制度においては、昭和63年にバーゼル銀行監督委員会作成の自己資本比率規制案が主要10カ国中央銀行総裁会議において合意(バーゼル合意)され、海外に支店などを展開している金融機関は国際基準である8%以上の自己資本比率を維持することが必要とされました。また、信用金庫のように、国内のみで営業している金融機関は国内基準が適用され、4%以上にすることが求められています。

昭和63年に現行の自己資本比率規制が導入されてから18年程度が経過し、この間金融機関や金融市場を取り巻く環境は大きく変化し、特に金融機関の持つリスクも多種多様になってきたことを受け、金融機関の行うリスク管理のノウハウなども大きく変化してきました。こうした中、前出のバーゼル銀行監督委員会から、第2次自己資本比率規制案が公表され、今般平成18年度末(平成19年3月末)から新自己資本比率規制(バーゼルII)が開始されることとなりました。この新規制は大きな3つの柱で構成されています。

**第1の柱 最低所要自己資本比率(リスク計測の精緻化)**

**第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証(金融機関自身による自己資本戦略の策定)**

**第3の柱 市場規律(開示の充実)**

当金庫は、信用リスクの算出においては「標準的手法」を、オペレーションリスク相当額の算出においては「基礎的手法」を採用しております。

**当金庫の自己資本比率は7.77%(平成20年3月末現在)あり、健全な金融機関の目安である4%以上を維持しております。**

当金庫の自己資本比率に関する開示情報につきましては、52ページ～69ページをご覧ください。

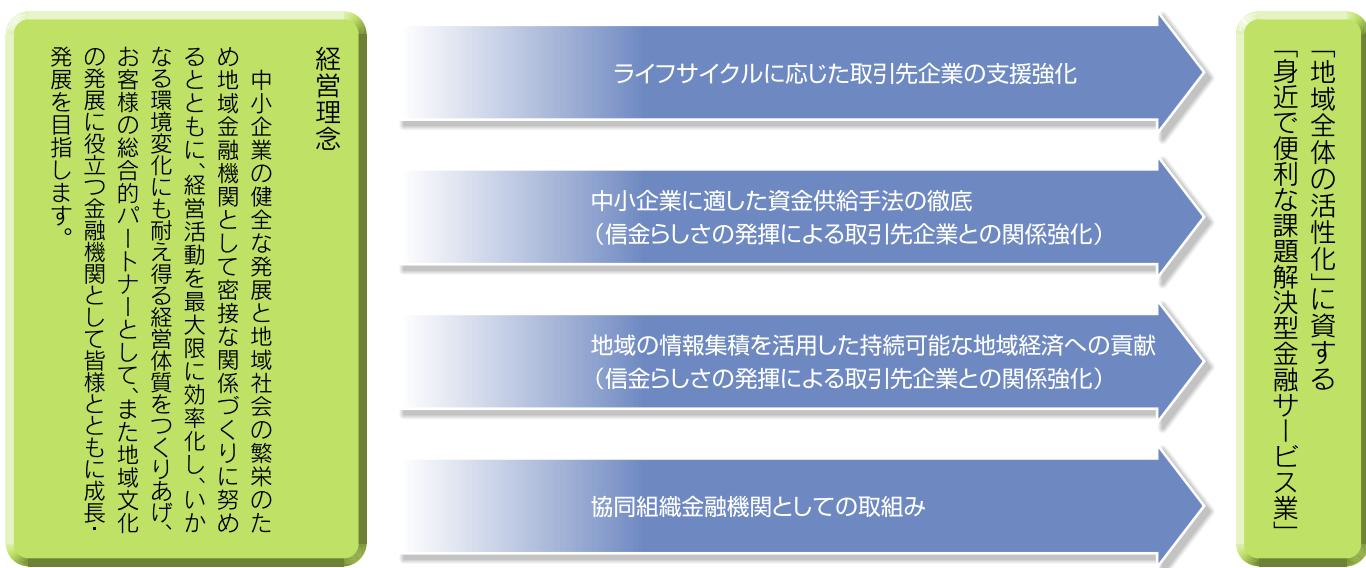
## 地域密着型金融への取組み

『地域密着型金融推進計画』につきましては、集中改善期間として平成15年4月から平成17年3月まで「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を、重点強化期間として平成17年4月から平成19年3月まで「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に基づき事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域利用者の利便性向上等を取り組んでまいりました。

「アクションプログラム」は終了いたしましたが、これまでの地域密着型金融への取組みを踏まえ、今年度以降は地域密着型金融の原点に返り、恒久的取組みとして推進してまいります。

本計画は、①「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、②「中小企業に適した資金供給手法の徹底」、③「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」、④「協同組織金融機関としての取組み」という4つの項目を主要な柱として計画いたしました。

## 「かしん地域密着型金融推進計画」の基本的な考え方



### 1 計画期間

平成19年4月から平成21年3月まで(2年間)

### 2 経営理念

中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄のため地域金融機関として密接な関係づくりに努めるとともに、経営活動を最大限に効率化し、いかなる環境変化にも耐え得る経営体質をつくりあげ、お客様の総合的パートナーとして、また地域文化の発展に役立つ金融機関として皆様とともに成長・発展を目指します。

### 3 目指す姿

当金庫は中期計画「パワーアップ2006」において、地域密着型金融の推進を基本目標として掲げ、地元に深く密着することで健全性や収益性のバランスのとれた“信金らしい信金”を目指しております。

今回の「地域密着型金融推進計画」では、新たな成長ステージへと飛躍を図り、中小企業の事業価値及び個人の生涯価値を高めることにより「地域全体の活性化」に資する「身近で便利な課題解決型金融サービス業」を目指しています。

### 4 基本目標

#### ■ ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

- ①創業・新事業支援
- ②経営改善支援
- ③事業再生
- ④事業承継

#### ■ 中小企業に適した資金供給手法の徹底

- ①担保・保証に過度に依存しない融資の推進
- ②中小企業の資金調達手法の多様化

#### ■ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- ①取引先企業間におけるビジネスマッチング
- ②地域活性化につながる多様なサービスの提供
- ③地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

#### ■ 協同組織金融機関としての取組み

- ①目利き能力の向上、人材の育成
- ②情報開示の充実に向けた取組み
- ③総代会の機能向上に向けた取組み
- ④法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- ⑤信用リスク管理態勢および統合的リスク管理態勢の充実
- ⑥市場リスク管理態勢の充実

## 当金庫中期経営計画

# パワーアップ2006

～信金らしい信金を目指して～

計画の期間 平成18年4月～21年3月

計画の基本理念 お客様のニーズに基づく戦略展開を行い、中小企業の事業価値及び個人の生涯価値を高め、地元に深く密着することで健全性と収益性のバランスのとれた“信金らしい信金”を目指していきます。



## 信用金庫・銀行・信用組合の違い

同じ金融機関でも、経営理念の違いでそれぞれの組織のあり方が違います。銀行は株式会社であり、株主の利益が優先されます。一方、信用金庫は地域の方々が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る、相互扶助を目的とした協同組織の金融機関で、主な取引先は中小企業や個人です。利益第一主義でなく、会員すなわち地域社会の利益が優先されます。さらに、事業地域は一定の地域に限定されており、地域で集めた資金は全てその地域の発展に活かされる点も銀行と大きく異なります。信用組合は、信用金庫と同じ協同組織の金融機関ですが、根拠法や会員(組合員)資格が異なります。預金の受け入れについても、信用組合は原則として組合員が対象であるのに対し、信用金庫は制限がないなど業務の範囲も異なります。

	信用金庫	銀 行	信用組合
経営形態	<b>【協同組織】</b> 会員一人一票による議決権で会員の総意に基づく民主的運営を行う。運営上、会員の代表による総代会を設け総会の議決としている。	<b>【株式組織】</b> 株主の利益を強く反映し、利益追求の経営政策がとられる。経営の最高意志決定機関は株主総会となる。	<b>【協同組織】</b> 組合員一人一票による議決権で組合員の総意に基づく運営をしている。
業務範囲	預金・融資・為替とこれに関する付隨業務全般を取り扱う。	預金・融資・為替とこれに関する付隨業務全般を取り扱う。	原則組合員に限定した預金・融資・為替とこれに関する付隨業務の取り扱いに限定される。
営業地域 取引対象	定められた地域を営業基盤に中小企業と地域住民を取引対象としている。	広域を営業基盤に不特定多数を取引対象としている。	定められた営業区域内で取引対象は原則組合員だけとしている。

## 信用金庫には次のような取引制限があります

### 営業 地 域

信用金庫は地域から生まれた金融機関ですから、一定の限られた地域内で事業を行っています。地域で集めたお金はすべてその地域に還元されます。信用金庫が、地域密着型金融機関といわれる原因是、このような制度の特質によるところが大きいと言えるでしょう。

### 営 業 形 態

信用金庫は、公共性を兼ね備えた会員制度による協同組織の金融機関です。一定地域内の中小企業や住民の方々を会員としています。また、ご融資は会員の方々を原則としていますが、会員以外の方々へのご融資(700万円を限度として)も認められております。預金についての制限は特にありませんので、会員以外の方々からも広くお預かりいたします。

### 会 員 資 格

信用金庫の事業地域にお住まいの方・お勤めの方・事業所をお持ちの方及びその役員の方なら、会員になっていただくことができます。ただし、信用金庫は中小企業のための金融機関ですので、事業者の場合は、従業員が300人以下か、資本金が9億円以下の方が会員になることができます。

## ■ 総代会制度について

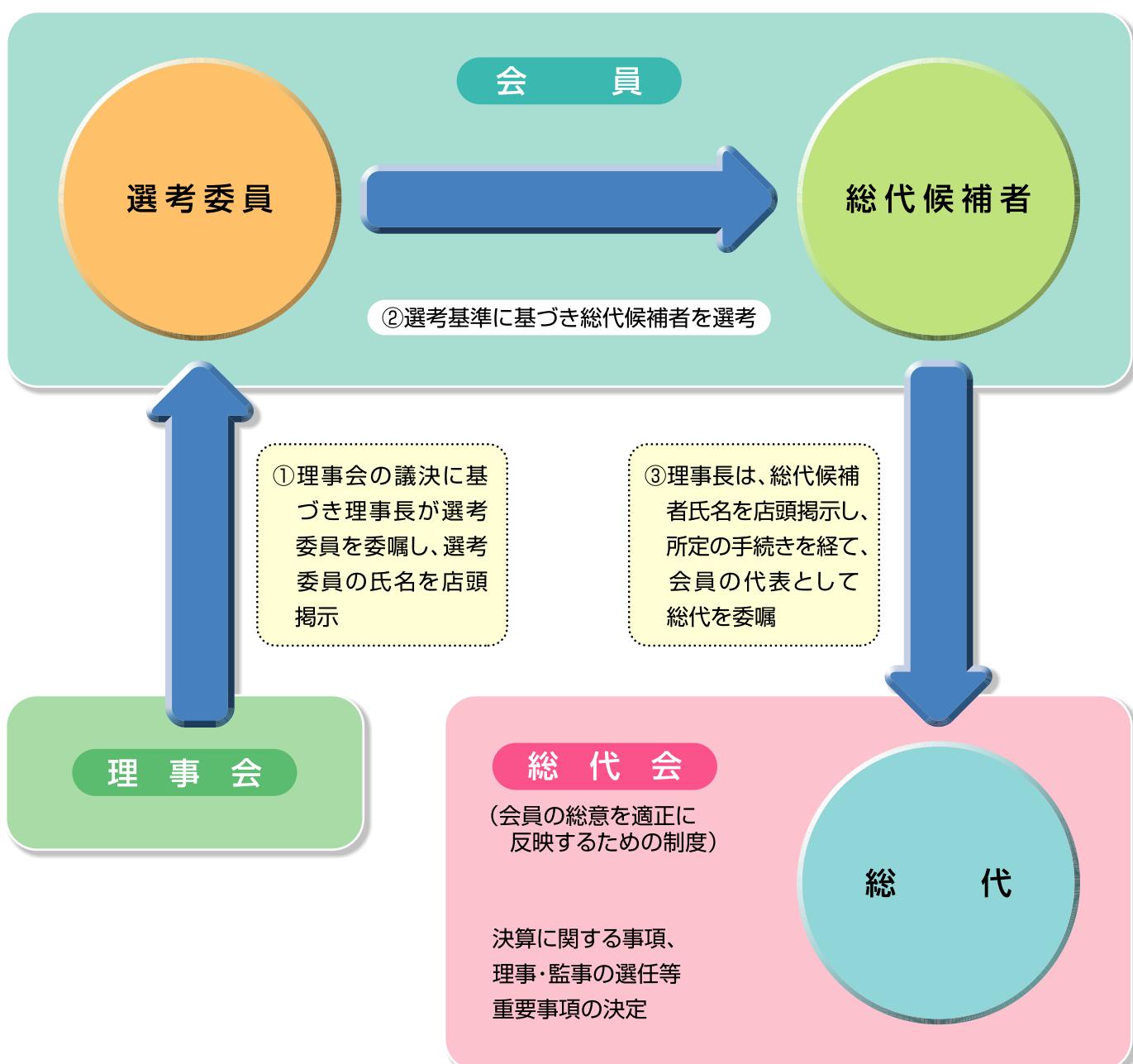
### 1. 総代会とはどういうものなのでしょう

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

**総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です**



## 2. 総代とその選任方法(当金庫 定款24条～30条 及び 総代会選任規程)

### 1 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、150人以上180人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

平成20年3月31日現在

選任区域	会 員 数			主な営業区域
	法 人	個 人	合 計	
1区	4,096	17,025	21,121	鹿児島市内
2区	513	3,371	3,884	加治木支店・蒲生支店・姶良支店
3区	394	2,019	2,413	鹿屋支店・寿支店・志布志支店
4区	549	2,481	3,030	国分支店・隼人支店
5区	222	1,231	1,453	指宿支店
6区	1,015	4,741	5,756	串木野支店・湯之元支店・伊集院支店・高尾野支店 市来出張所・出水支店・川内支店・阿久根支店
7区	197	1,208	1,405	大口支店
8区	252	1,728	1,980	栗野支店・牧園支店
9区	390	2,175	2,565	枕崎支店・加世田支店・知覧支店
10区	179	1,055	1,234	宮之城支店
合 計	7,807	37,034	44,841	

### 2 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

### 3 総代の選考基準

- ①資格要件  
当金庫の会員であること
- ②適格要件  
  - ・総代として相応しい見識を有していること
  - ・良識をもって正しい判断ができる人であること
  - ・人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
  - ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

## 平成20年総代会(第86期通常総代会)

第86期通常総代会が、6月25日(水)当金庫本店6F大ホールにて開催されました。

総総代数160名中出席総代数149名のもと以下の議題が附議され、賛成多数で可決されましたことをご報告いたします。



#### 報告第1号

業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

#### 議案第1号

剰余金処分案承認の件

#### 議案第2号

会員除名に関する件

#### 議案第3号

役員補充に関する件

#### 議案第4号

退任理事に対し退職慰労金贈呈の件



# 鹿児島信用金庫総代名

(平成20年6月25日現在 総代数160名 本誌掲載総代数160名)

記載の方々が当金庫の総代として、会員の方々を代表して当金庫の経営に参加されております。

※尚、ここに記載してあります総代の方々には、個人情報の第三者への開示について事前に同意をいただいて、公表しております。

第1区	山 元 重 二	相 良 栄 二	第4区	平 井 勝 也
小野 作 次	時 任 克暢	有 村 信 一	山 下 貞光	南 津 清 文
小山 幸 義	前 田 樹一郎	吉 村 博 文	吉 永 廣 行	斎 藤 奈良治
米澤 次 男	石 田 新 憲	深 水 清 秀	小 野 五 次	池 田 貢
山之内 素 明	近 藤 健	市 來 隆 史	新 町 要 紀	西 勘三郎
吉 田 守	永 田 浩 二	濱 寄 一 郎	淵 脇 利 文	第7区
長 島 和 實	中 園 功 一	牧 安 伸	山 内 昌一郎	水 間 良 信
野 田 健 太 郎	高 山 博 行	内 大久保 清 志	重 久 盛 哉	神 菜 祐 治
卓 間 兼 二 郎	井 川 良 秀	時 村 友 一 郎	津 田 和 操	大 山 哲 彦
小 田 正 弘	田 實 大 志 朗	第2区	恒 吉 隆 志	杣 山 煎 黙
宮 原 敏 孝	濱 島 重 徳	岩 泽 英 美	中 村 博 美	大 橋 道 孝
松 山 保 保	福 元 達 男	林 敏 克	佐 々 木 邦 広	第8区
村 田 宏 六	田 代 軍 二	末 重 忠 義	第5区	下 新 原 覚
本 坊 誠 吉	高 橋 浩	後 藤 和 義	山 王 秀 夫	中 島 勝 美
堀 切 博	濱 島 従 道	正 村 幸 雄	藏 蘭 隆	内 村 幸 男
生 駒 一 雄	赤 塚 晴 彦	隈 原 衛	吉 永 益 美	三 石 昭 紘
森 重 匡 世	大 迫 純 隆	黒 木 公 博	後 迫 榮 子	青 山 清 照
松 山 明 允	川 田 代 勝 彦	小 山 田 豊 秋	中 村 勝 信	山 口 篤 典
永 長 興 二	未 吉 高 歳	永 野 貞 行	第6区	大 庭 勝
吉 富 信 雄	上 村 千 尋	橋 口 一 二 三	中 馬 四 郎	第9区
川 島 英 和	横 村 讓	黒 田 清 忠	前 蘭 季 好	平 田 禮 一
田 畑 勇	未 吉 晴 海	長 谷 川 栄	後 濁 操	茶 屋 久 德
加 治 屋 一 成	牧 清 一 郎	池 田 清	服 部 嘉 香	上 村 勇 吉
肥 田 木 康 正	吉 満 秀 勝	前 田 豊	竹 下 健 一	森 三 木 夫
東 野 譲 治	坂 之 上 義 紘	第3区	上 夷 慶 克	松 野 下 清 英
楠 元 康 弘	津 曲 善 三	和 田 貞 則	松 元 麟 太 郎	松 野 下 功 一
鶴 留 政 博	徳 田 良 美	斎 藤 實	福 元 隆 史	吉 峯 幸 一
小 手 川 康 雄	山 本 茂	神 田 薫	吉 村 光 弘	山 口 茂 樹
松 田 政 敏	中 島 修	有 園 耕 一	今 田 廣 巳	浮 辺 正 和
町 田 茂	前 田 孝 夫	新 健 一 郎	大 庭 孝 男	第10区
坂 上 益 啓	福 留 実	谷 川 義 雄	松 尾 泰 博	戸 谷 満
上 塙 守	柳 田 四 生	岩 越 保 典	前 原 くるみ	成 尾 虎 次 郎
内 門 一 郎	藤 井 清 弘	黒 木 隆 之	石 川 三 千 夫	久 木 留 忠 雄
川 上 哲 三	小 木 下 博 司	榎 和 臣	花 木 秀 次	井 川 清 隆